

「経済的支援に関する検討会」中間とりまとめ叩き台に対する警察庁意見

第1 はじめに

- (3) 新たな経済支援制度の財源については、「犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である」ことから、まずは原因者負担による制度設計を検討し、これが困難な場合に一般財源による制度設計を検討すべきであるが、制度設計の前提として、それに見合った財源確保は不可欠であることから、犯罪被害者等支援の充実の必要性にかんがみ、政府全体として、必要な財源措置を講ずる必要がある。

【修文理由】

新たな経済的支援に係る制度設計はそれに見合った財源措置と表裏一体の関係にあり、原因者負担、一般財源のいずれに財源を求めるにせよ、制度設計の前提として、それに見合った財源確保が不可欠であることから、政府全体として、必要な財源措置を講ずる必要がある旨を明記すべきである。

第2 提言(案)

1 経済的支援の理念、目的、財源について

- (1) 理念・目的はいかにあるべきか

新たな経済支援制度の理念・目的は、犯罪被害者等基本法第3条の基本理念及び犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等について定めた同法第13条の規定を踏まえ、「社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が受けた被害の軽減を図り、その尊厳ある立ち直り自立を支援する」こととし、その目的は、「~~犯罪被害者等が、その被害の状況および原因、その置かれている状況その他の事情に応じて、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を行うこと~~」とするのが、最も相応しいのではないかと考えられる。

【修文理由】

犯罪被害者等基本法は、その基本理念について、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等」(同法第3条第3項)を受けられることができるよう講ずべきものとし、犯罪被害者等のための施策について「犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援」(同法第2条第3項)するための施策と定めた上で、犯罪被害者等に対する経済的支援については「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする」(同法第13条)と規定していることから、新たな経済的支援制度の理念・目的については、第13条に倣った表現とすることが適当である。

また、犯罪被害者等給付金の給付水準の引上げを行う場合の理念・目的としては、

検討会で従来示されてきた「自立支援」あるいは「立ち直り支援」という要素を給付水準引上げの新たな理念・目的として加味することも含め検討してきたが、「自立」という表現については、犯罪被害者等基本法にも、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律にも、また、今回の引上げで参考にしようとしている自賠法等でも用いられていない用語であり、「自立」及び「自立支援」の概念は必ずしも明確でなく、「自立支援」というあいまいな理念に基づく給付水準の引上げの合理的説明は困難であること、また、自立を支援するという表現は、見方によっては、現在の被害者等が自立していない（他者に依存しているかのような）誤解を与えるおそれもあると考えられることから、必ずしも適切でないとする。

この場合、自立と併せて座長が用いておられた「立ち直り」の方が、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、被害の軽減を図るという趣旨に沿った表現であり、被害者の尊厳にふさわしい表現ではないかと考えられることから、上記の修文を行ったものである。

(2) 給付水準の引き上げ指針

休業給付についての創設

重傷病給付金対象者のうち、傷病のため休業を余儀なくされたものに対しては、自動車損害賠償保障法の傷害事故に係る支払額の上限を参考として、医療費と併せて、新たに休業損害を考慮した一定の支給を行うことを検討すべきである。

【修文理由】

第2、1.(2) の表題と平仄を合わせるため、上記の修文を行ったものである。

(4) 基金について

公的な経済支援制度は、予め想定できる標準的な被害者のニーズを前提にして構築せざるを得ないが、犯罪被害者等の意見・要望を見ると、様々な例外的な事情により被害者の立ち直り自立・回復が非常に長引き、窮状に陥っていると思われるケースも見られる。このような場合、公的な経済支援制度による対応には限界があるが、何らの支援もせず放置すれば、基本法の趣旨を全うすることはできない。

そこで、これら公的な経済支援制度によっても救済が図られない例外的な犯罪被害者等に対しては、社会の連帯共助の精神に基づき、民間浄財を中心とした基金により、一定の指針の元に、追加的な給付を行うような仕組みを構築すべきである。

この場合、民間浄財を国民に広く募る観点から、民間による被害者支援の重要性に関する広報啓発等に取り組むとともに、基金への民間寄附に係る税制上の優遇措置を検討すべきである。

【修文理由】

前述のとおり「自立」よりも「立ち直り」の方が適切と考えられることから、上記の修文を行ったものである。

2 経済的支援の内容に関するもの

(1) 経済的支援の内容はいかにあるべきか

医療費（1年を超える医療費の自己負担分）

1年を超える医療費の自己負担分については、犯罪被害給付金制度の重傷病給付金の支給対象期間が3ヶ月から1年に拡大されたばかりであることから、当面、その運用を見るべきである。

~~ただし、運用状況から、1年をさらに拡大する必要がある立法事実が出てくれば、さらなる期間の拡充を検討する必要がある。~~

また、長期療養を必要とする犯罪被害者に対しては、厚生労働省において、犯罪被害者を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療や介護サービスを受けられるようにするための施策が実施されているところであり、保健医療サービス全体の中で適切なサービスが提供されるように努めるべきである。

【修文理由】

重傷病給付金の支給対象期間については、3ヶ月から1年に拡大されたばかりであり、当面、その運用を見るべきであるとの記述に留めるべきであり、運用状況を見極めていない段階で、将来の検討の方向性を制約するような記述を盛り込むことは適当でない。そもそも、犯罪被害者等に対する経済的支援については、社会福祉・社会保障制度全体の中で検討すべきところ、長期療養を必要とする犯罪被害者に対しては、重傷病給付金の対象者に限らず、厚生労働省において、基本計画に基づき、必要な施策を実施しているものと承知しており、引き続き、厚生労働省の施策の中で対応されることが適当であると考えられる。

3 経済的支援の手続、給付方法、管理・運営、法形式に関するもの

(1) 経済的支援制度の手続はいかにあるべきか

申請期間請求時効

現行の犯罪被害給付制度の申請期間（2年、7年）を維持しつつ、やむを得ない事情で申請ができなかった場合に特例的に申請を認めることができるよう、制度の見直しを検討すべきである。

【修文理由】

現行の犯罪被害給付制度の申請期間（2年、7年）は、除斥期間であり、時効ではないことから、上記の修文を行ったものである。

(2) 給付方法はいかにあるべきか

年金型の給付

給付は、一時金とする。

~~ただし、一時金支給額の範囲内で、分割的支給を行い得るような運用を検討すべきである。~~

【修文理由】

立ち直り支援としては一時金の方が適切であると考えられ、また、自賠法が一時金で支払われることとの均衡からも、給付金は一時金とすることが必要で

ある。

第12回検討会で、一部の構成員から、児童虐待の場合など被害者に補償することが加害者（親）を利する場合には分割払いとすべきではないかとの意見があったが、支給された給付金が受給者にとって適切に使用されないおそれがあるのであれば、一時金払いにせよ、分割払いにせよ支払方法を変えることで問題の解決とはならない。

むしろ、未成年者の財産管理権は、一般的には親権者に属するとされているが、親権者が親権を濫用し、又は著しく不行跡にあるときは、家庭裁判所が、親族、検察官又は児童相談所長の請求により、親権を喪失させ、新たな親権者や未成年後見人を選任することができ、これらの者に未成年者の財産の適正な管理を行わせることができることから、未成年者に犯給金が支給された場合に、犯罪被害者等給付金のみを他の財産と分離して別個に取り扱うよりは、犯罪被害者等給付金に限らず未成年者の財産全体の適正な管理を確保するため、こうした民法上の制度を活用して、適切な親権者や未成年後見人を選任することが必要かつ合理的である。（成年で自らの財産を管理できない者についても、別途、成年後見人制度があり、未成年者と同様、給付金を含め財産全体の適正な管理を確保すべきである。）

ちなみに、第12回検討会で分割払いが行われているとの話があった英国の制度については、犯罪被害者補償審査会からは受取人に一時金として支払いが行われており、同審査会が分割支給しているわけではない。一時金を受けとった受取人が、信託受託者となり、分割して申請者に支払っているものと承知している。一時金として支払われた給付金を、その後、どう管理するかについては、我が国においては、先に述べたように、民法上の既存の制度を活用することが適当であると考えられる。

仮給付

現状よりも迅速に本給付及び仮給付を行うことができるよう運用改善に努めるべきであるが、迅速な給付に努めたとしても、犯罪被害事実、被害者等の帰責事由等の調査認定には所要の期間を要することから、改善の検討を行う一方、現行の仮給付金の支給制度の運用の拡充を検討し、給付金の速やかな支給により、犯罪被害者等の被害直後の生活がスムーズに回復するよう支援すべきである。また、犯罪被害者等に身近な地方公共団体により、当座必要な資金を犯罪被害者等に貸与・給付する制度の創設が推進されるよう、国において、情報提供・啓発等の取組を行う必要がある。

【修文理由】

本給付及び仮給付の迅速化のための運用改善には引き続き努めていくこととしているが、給付要件の判断に必要な、犯罪被害事実、被害者の帰責事由等の調査認定事務を省略することはできず、これらの調査認定には所要の期間を要するところであり、また、申請件数が増加傾向にある中で、「被害直後の生活の回復」に結びつくような迅速化は困難であること、また、地方自治体によっ

ては、犯罪被害者等に当座必要な資金の貸付や見舞金を給付しているところがあり、こうした施策を推進した方が犯罪被害者等の被害直後の生活がスムーズな回復の支援に資すると考えられることから、上記の修文を行ったものである。